

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久米南町長 片 山 篤

市町村名 (市町村コード)	久米南町 (663)	
地域名 (地域内農業集落名)	松地区 (松陰地・松東中奥)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月3日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農業者15戸の経営体が中心的な担い手として地域農業の維持に努めている。
- ・中心的な担い手(1名)の死去に伴い、経営面積1.5haが作付けされていない現状にある。
- ・棚田であり、団地化できるような農地ではない。
- ・急傾斜地で法面の草刈作業が重労働であり、農地の維持管理を行うのがやっとの状況にある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・溜池及び水路が巡らされており、今後も水稻を作ることが有効である。
- ・一部休耕田を経て畑地化されユズを植えた農地があり、今後が期待される。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域計画の目標地図に載せた農用地等を農業上の利用が行われる区域とする。
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・中山間集落協定役員会・総会、自治会役員会・総会等で農業従事者の状況、空き家・移住希望者の状況や情報を共有し、農地の効率的な利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地の貸付や売買意向、受け手が決まれば、地区の農業委員や町、農地中間管理機構と連携して担い手への集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・中山間集落協定・水利組合・自治会が連携して農道や水路等の農業基盤を維持していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・今まで行ってきた移住定住対策を今後も継続する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・中山間集落協定が行っている共同作業や水利組合が行っている溜池管理の活動を継続し、農業生産の効率化と新規就農しやすい体制を維持する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害対策の町貸付施設や中山間設置施設の維持管理と狩猟免許保持者の確保を進める。
 ⑦休耕田にユズを植える取り組みを推進していく。
 ⑦農地の保全管理を維持する。